

I 建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項

補助事業遂行に当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められており、また、補助金という性質上その使用手続きの透明性を確保することが重要です。

各学校法人におかれましては、補助金等の使用手続きの透明性の確保に努めるとともに、財務規則等に基づく適正な契約等事務手続きにより補助事業を遂行されているところではありますが、以下の事項に留意しつつ、建設工事等に係る補助事業のなお一層の適正性、効率性、透明性を確保していただくようお願いします。

II 建設工事契約手続き等について

補助事業遂行に当たっては、その財源となる補助金等の効率的な使用が求められており、そのためには、事業実施のために締結される契約手続きが適正になされることが必要です。このことは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）においても要請されており、これを受け、文部科学省の交付要綱または交付決定通知書において「補助事業遂行にあたっては、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従うこと」が明記されているところです。

以下、適正な契約手続き等を行うための参考例を具体的にお示ししますので、これらの点に留意し補助事業を遂行してください。

1. 契約方式、指名業者の決定方法について

補助事業にかかる契約は、適正かつ効率的になされなければなりません。

そのためには、公正かつ客観的な基準による競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であり、これにより、適正性、効率性及び透明性が確保されます。

(契約にあたっての留意点)

- ① 原則として、国又は地方公共団体の契約方法にならい、入札による競争により契約の相手方及び契約金額を決定すること。
- ② 入札によらない場合であっても、複数社から見積もりを徴するなど、より経済

的な金額であること。

- ③ 理事会や委員会等において契約方式、指名業者などの決定を行うなど、一担当者の恣意的判断が介入しないようにすること。
- ④ 手続きの明確化を図るため財務規則等の整備についても検討すること。

[参考]

国における契約手続法令抜粋（参考資料1）

2. 入札結果等の公表について

国における建設工事契約の場合、入札結果等の公表がなされています。これは、建設工事に関する透明性・客観性が求められていることから行われているものです。

補助金についても税金が使用されており、透明性・客観性が求められるのは当然のことです。このことから、補助事業にかかる建設工事契約の場合も、国における場合と同様に、入札結果を公表することが必要です。

(公表にあたっての留意点)

- ① 公表内容
 - ・競争による契約を行った場合には、全札者名及びその入札金額
 - ・競争によらない契約を行った場合には、契約の相手方及び契約金額
- ② 公表の時期
 - ・契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表
- ③ 公表の期間
 - ・公表を行った年度及び翌年度
- ④ 公表の場所等
 - ・補助事業者の施設内において閲覧

[参考]

国における入札結果等の公表（参考資料2）

3. 一括下請けの取扱いについて

建設業法においては、請負業者が当該工事について一括して他人に請け負わせてはならない旨の規定があります。

いわゆる「丸なげ」はこの規定に違反しており、また、「丸投げ」を前提とした不当な金額で契約がなされる可能性もあります。

このようなことが起こらないようにするため、補助事業者は一括下請け禁止の取扱いを認識するとともに、このことについて契約書に明記しておくことが必要です。

(一括下請けの取扱いの留意点)

- ① 一括下請けは、建設業法において原則として禁止されている。
- ② 一括下請けを行う場合には、発注者（補助事業者）の書面による承諾を得る必要がある。
- ③ 上記①及び②について契約書に明記すること。

[参考]

建設業法（抄）（参考資料3）

○国における契約手続法令抜粋

○会 計 法

[契約の方法]

第29条の3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

- ② 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。
- ③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第1項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。
- ④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
- ⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○予算決算及び会計令

第2節 一般競争契約

第1款 一般競争参加者の資格

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(各省各庁の長が定める一般競争参加者の資格)

第72条 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

2 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、一般競争に参加しようとする者の申請をまつて、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

3 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、第1項の資格を有する者の名簿を作成するものとする。

4 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、第一項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに第2項に規定する申請の時期及び方法等について公示しなければならない。

(契約担当官等が定める一般競争参加者の資格)

第73条 契約担当官等は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行なうため特に必要があると認めるときは、各省各庁の長の定めるところにより、前条第1項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行なわせることができる。

第2款 公告及び競争

(入札の公告)

第74条 契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも十日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を五日までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第75条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一 競争入札に付する事項

二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

三 契約条項を示す場所

四 競争執行の場所及び日時

(略)

(入札の無効)

第76条 契約担当官等は、第74条の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び

入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(予定価格の作成)

第79条 契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格（第91条第1項の競争にあつては交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とし、同条第2項の競争にあつては財務大臣の定めるものとする。以下次条第1項において同じ。）を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第80条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第81条 契約担当官等は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、

入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(再度入札)

第82条 契約担当官等は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

第3款 落札者の決定等

(落札者の決定)

第83条 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、契約担当官等は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わつて入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(再度公告入札の公告期間)

第92条 契約担当官等は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第七十四条の公告の期間を五日までに短縮することができる。

(指名競争に付することができる場合)

第94条 会計法第29条の3第5項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

二 予定価格が三百万円を超えない財産を買い

入れるとき。

三 予定賃借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件を借り入れるとき。

四 予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。

五 予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(随意契約によることができる場合)

第99条 会計法第29条の3第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 国の行為を秘密にする必要があるとき。

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

八 運送又は保管をさせるとき。

九 国際協力銀行、日本政策投資銀行、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年

法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。

十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。

十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。

十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。

十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。

十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。

十五 外国で契約をするとき。

十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。

十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。

十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。

十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。

二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を

買い入れるとき。

二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。

二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。

二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。

二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

(見積書の徴取)

第99条の6 契約担当官等は、随意契約によるろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

○ 工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について（通知）（平成 17 年 5 月 20 日 17 文科施第 63 号）

1. 公表の対象

対象工事は、当該年度に発注する建設工事とする。（建設業法第 2 条第 1 項に規定するもの。）ただし、予定価格が 250 万円を超えないものを除く。

2. 公表の内容

(1) 一般競争に付した場合

- ① 一般競争参加資格（入札公告）
- ② 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出した業者名
- ③ 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由
- ④ 予定価格（予定価格から消費税額及び地方消費税額相当額を控除した入札書比較価格又は見積書比較価格。以下同じ。）
- ⑤ 予定価格積算内訳（予定価格の種目及び科目別内訳。以下同じ。）
- ⑥ 会計法第 29 の 6 第 1 項ただし書に規定する、いわゆる低入札価格調査制度に基づく調査を行った場合における下記の事項
 - イ) 最低基準価格（予決令第 85 条の規定により作成した基準価格。以下同じ。）（参考様式例 1（略））
 - ロ) 低入札価格調査の結果の概要（参考様式例 2（略））
 - ハ) 予算決算及び会計令第 86 条第 2 項に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面
 - ニ) 同令第 87 条に規定する契約審査委員の意見を記載した書面
 - ホ) 同令第 89 条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面
 - ヘ) 同令第 89 条の規定による文部科学大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書
ただし、ロ) 及びヘ) については、次順位者を落札者とした場合に限る。
- ⑦ 入札者名及び各入札者の各回の入札金額（入札者が見積もった契約希望金額から消費税額及び地方消費税額相当額を控除金額。以下同じ。）並びに落札者名及び落札金額、並びに予決令第 99 条の 2 及び第 99 条の 3 の規定により随意契約によるとした場合においては契約の相手方及び見積金額（見積者が見積もった契約希望金額から消費税額及び地方消費税額相当控除した金額。以下同じ。）（参考様式例 1（略））
- ⑧ 総合評価落札方式を実施した場合における総合評価を実施した理由、落札者決定基準及び落札理由（参考様式例 3（略））
- ⑨ 競争参加資格がないと認められた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面
- ⑩ 次に掲げる契約の内容（参考様式例 4-1（略））
 - イ) 工事の名称、場所、種別、概要、契約締結日、工期、契約金額
 - ロ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - ハ) 契約担当官等の氏名、所属する部局の名称、住所
- ⑪ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑩ロ) 及び契約変更の理由（参考様式例 4-2（略））

(2) 指名競争に付した場合

- ① 指名業者名及び指名の理由（参考様式例5（略））
- ② 公募型指名競争入札に付そうとした場合における次に掲げる事項（参考様式例6（略））
 - イ) 技術資料を提出した業者名
 - ロ) 指名されなかった業者名
 - ハ) 指名されなかった理由
- ③ 予定価格
- ④ 予定価格積算内訳
- ⑤ 会計法第29の6第1項ただし書に規定する、いわゆる低入札価格調査制度に基づく調査を行った場合における下記の事項
 - イ) 最低基準価格（参考様式例1（略））
 - ロ) 低入札価格調査の結果の概要（参考様式例2（略））
 - ハ) 予算決算及び会計令第86条第2項に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面
 - ニ) 同令第87条に規定する契約審査委員の意見を記載した書面
 - ホ) 同令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面
 - ヘ) 同令第89条の規定による文部科学大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書（ただし、ロ）及びヘ）については、次順位者を落札者とした場合に限る。
- ⑥ 入札者名及び各入札者の各回の入札金額、並びに落札者名及び落札金額、並びに予決令第99条の2及び第99条の3の規定に随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び見積金額
- ⑦ 総合評価落札方式を実施した場合における総合評価を実施した理由、落札者決定基準及び落札理由（参考様式例3（略））
- ⑧ 競争参加資格がないと認められた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面
- ⑨ 次に掲げる契約の内容（参考様式例4-1（略））
 - イ) 工事の名称、場所、種別、概要、契約締結日、工期、契約金額
 - ロ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - ハ) 契約担当官等の氏名、所属する部局の名称、住所
- ⑩ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑩ロ）及び契約変更の理由（参考様式例4-2（略））

(3) 随意契約によることとした場合

- ① 随意契約理由（参考様式例7（略））
- ② 予定価格
- ③ 予定価格積算内訳
- ④ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
- ⑤ 次に掲げる契約の内容（参考様式例4-1（略））
 - イ) 工事の名称、場所、種別、概要、契約締結日、工期、契約金額
 - ロ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - ハ) 契約担当官等の氏名、所属する部局の名称、住所
- ⑥ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑤ロ）及び契約変更の理由（参考様式例4-2（略））

3. 公表の時期

(1) 一般競争に付した場合

- ・ 2 (1)⑧のうち総合評価を実施した理由及び落札者決定基準は、入札公告時に公表するものとする。
- ・ 2 (1)②, ③及び⑦は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。
- ・ 2 (1)④から⑥並びに⑧のうち落札理由並びに⑩は、契約の締結後速やかに公表するものとする。
- ・ 2 (1)⑨は、競争参加資格がないと認められた者からその説明を求められた場合における回答書面の発信後速やかに公表するものとする。
- ・ 2 (1)⑪は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

- ・ 2 (2)①のうち指名業者名は、指名通知後速やかに公表するものとする。
- ・ 2 (2)①のうち指名の理由, ②及び⑥は落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。
- ・ 2 (2)③から⑤, ⑦のうち落札理由並びに⑨は、契約の締結後速やかに公表するものとする。
- ・ 2 (2)⑦のうち総合評価を行う理由及び落札者決定基準については、技術資料収集に係る掲示を行う際に公表するものとする。
- ・ 2 (2)⑧は、当該苦情処理回答書面の発信後速やかに公表するものとする。
- ・ 2 (2)⑩は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

(3) 随意契約によることとした場合

- ・ 2 (3)①から③並びに⑤は、契約の締結後速やかに公表するものとする。
- ・ 2 (3)④は、当該苦情処理回答書面の発信後速やかに、⑥は契約の変更後速やかに公表するものとする。

4. 公表の方法

原則として、各部局において閲覧に供する方法及び文部科学省のホームページに掲載する方法により公表するものとする。

5. 公表の期間

一般競争に付した場合は公告をした日、指名競争に付した場合は指名通知をした日、随意契約によることとした場合は当該契約結した日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

○ 設計・コンサルティング業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について（通知）

（平成17年4月21日17文科施第30号）

一 公表の対象

対象業務は、当該年度に発注する設計・コンサルティング業務等（設計、監理業務、測量及び地質調査。以下「業務」という。）とする。ただし、国が行為を秘密にする必要がある場合及び予定価格が100万円を超えないものを除く。

二 公表の内容

（一）一般競争に付した場合

- ① 一般競争参加資格（入札公告）
- ② 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出した業者名
- ③ 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由
- ④ 予定価格（予定価格から消費税額及び地方消費税額相当額を控除した入札書比較価格又は見積書比較価格。以下同じ。）
- ⑤ 予定価格積算内訳（予定価格の種目及び科目別内訳。以下同じ。）
- ⑥ 会計法第29条の6第1項ただし書に規定する、いわゆる低入札価格調査制度に基づく調査を行った場合における下記の事項（ただし、次順位者を落札者とした場合に限る。）
 - イ 予算決算及び会計令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面
 - ロ 同令第89条の規定による文部科学大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書
- ⑦ 入札者名及び各入札者の各回の入札金額（入札者が見積もった契約希望金額から消費税額及び地方消費税額相当額を控除した金額。以下同じ。）並びに落札者名及び落札金額、並びに予決令第99条の2及び第99条の3の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び見積金額（見積者が見積もった契約希望金額から消費税額及び地方消費税額相当額を控除した金額。以下同じ。）（参考様式例1（略））
- ⑧ 競争参加資格がないと認められた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面
- ⑨ 次に掲げる契約の内容（参考様式例2（略））
 - イ 業務等の名称、業務場所、業種区分、業務概要、契約締結日、履行期間、契約金額
 - ロ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - ハ 契約担当官等の氏名、所属する部局の名称、住所
- ⑩ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑨ロ）及び契約変更の理由（参考様式例3（略））

（二）指名競争に付した場合

- ① 指名業者名及び指名の理由（参考様式例4（略））
- ② 予定価格
- ③ 予定価格積算内訳
- ④ 会計法第29条の6第1項ただし書に規定する、いわゆる低入札価格調査制度に基づく調査を行った場合における下記の事項（ただし、次順位者を落札者とした場合に限る。）
 - イ 予算決算及び会計令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面

- ロ) 同令第89条の規定による文部科学大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書
- ⑤ 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額、並びに予決令第99条の2及び第99条の3の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び見積金額（参考様式例1（略））
- ⑥ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
- ⑦ 次に掲げる契約の内容（参考様式例2（略））
 - イ) 業務等の名称、業務場所、業種区分、業務概要、契約締結日、履行期間、契約金額
 - ロ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - ハ) 契約担当官等の氏名、所属する部局の名称、住所
- ⑧ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑦ロ) 及び契約変更の理由（参考様式例3（略））

(三) プロポーザルに付した場合

- ① 標準型プロポーザルにおける選定業者名及び選定理由（参考様式例5（略））
- ② 公募型プロポーザル及び簡易公募型プロポーザルにおける選定手続きに係る次に掲げる事項（参考様式例5（略））
 - イ) 参加表明書を提出した業者名
 - ロ) 選定の有無
 - ハ) 選定されなかった理由
- ③ 特定業者名及び特定理由（参考様式例6（略））
- ④ 特定手続きに係る次に掲げる事項（参考様式例6（略））
 - イ) 技術提案書を提出した業者名
 - ロ) 特定の有無
 - ハ) 特定されなかった理由
- ⑤ 随意契約理由
- ⑥ 予定価格
- ⑦ 予定価格積算内訳
- ⑧ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
- ⑨ 次に掲げる契約の内容（参考様式例2（略））
 - イ) 業務等の名称、業務場所、業種区分、業務概要、契約締結日、履行期間、契約金額
 - ロ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - ハ) 契約担当官等の氏名、所属する部局の名称、住所
- ⑩ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑧ロ) 及び契約変更の理由（参考様式例3）

(四) 随意契約によることとした場合（プロポーザルに付した場合を除く）

- ① 随意契約理由（参考様式例7（略））
- ② 予定価格（参考様式例1（略））
- ③ 予定価格積算内訳
- ④ 苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
- ⑤ 次に掲げる契約の内容（参考様式例2（略））
 - イ) 業務等の名称、業務場所、業種区分、業務概要、契約締結日、履行期間、契約金額
 - ロ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - ハ) 契約担当官等の氏名、所属する部局の名称、住所
- ⑥ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑤ロ) 及び契約変更の理由（参考様式例3（略））

三 公表の時期

(一) 一般競争に付した場合

- ① 記の二の(一)の①は、入札公告時に公表するものとする。
- ② 記の二の(一)の②、③及び⑦は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。
- ③ 記の二の(一)の④から⑥及び⑨は、契約の締結後速やかに公表するものとする。
- ④ 記の二の(一)の⑧は、競争参加資格がないと認められた者からその説明を求められた場合における回答書面の発信後速やかに公表するものとする。
- ⑤ 記の二の(一)の⑩は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

(二) 指名競争に付した場合

- ① 記の二の(二)の①のうち指名業者名は、指名通知後速やかに公表するものとする。
- ② 記の二の(二)の①のうち指名の理由及び⑤は落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。
- ③ 記の二の(二)の②から④及び⑦は、契約の締結後速やかに公表するものとする。
- ④ 記の二の(二)の⑥は、当該苦情処理回答書面の発信後速やかに公表するものとする。
- ⑤ 記の二の(二)の⑧は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

(三) プロポーザルに付した場合

- ① 記の二の(三)の①及び②は、選定通知後速やかに公表するものとする。
- ② 記の二の(三)の③及び④は、特定通知後速やかに公表するものとする。
- ③ 記の二の(三)の⑤、⑥及び⑧は、契約の締結後速やかに公表するものとする。
- ④ 記の二の(三)の⑦は、当該苦情処理回答書面の発信後速やかに公表するものとする。
- ⑤ 記の二の(三)の⑨は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

(四) 随意契約によることとした場合(プロポーザルに付した場合を除く)

- ① 記の二の(四)の①から③及び⑤は、契約の締結後速やかに公表するものとする。
- ② 記の二の(四)の④は、当該苦情処理回答書面の発信後速やかに、⑥は契約の変更後速やかに公表するものとする。

四 公表の方法

原則として、公表は、各部局において閲覧に供する方法及び文部科学省のホームページに掲載する方法により行うものとする。

なお、文部科学省のホームページにおいて公表する事項は、以下のとおりとする。

(一) プロポーザルに付した場合

記の二の(三)の⑤、⑨イ)のうち業務等の名称、契約締結日及び契約金額、ロ)及びハ)

(二) 随意契約によることとした場合(プロポーザルに付した場合を除く)

記の二の(四)の①、⑤イ)のうち業務等の名称、契約締結日及び契約金額、ロ)及びハ)

五 公表の期間

一般競争に付した場合は公告をした日、指名競争に付した場合は指名通知をした日、随意契約によることとした場合は当該契約を締結した日、プロポーザルに付した場合は選定通知を行った日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

○建設業法（抄）（昭和24年5月24日法律第100号）

（一括下請負の禁止）

第22条 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。